

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 27(オ)354	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	家屋明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 28 年 5 月 7 日	原審裁判年月日	昭和 27 年 4 月 4 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 7 卷 5 号 525 頁		

判示事項	無断転貸を理由とする賃貸借の解除後賃貸人が転借人に引きつぎ目的物の使用を許した場合と解除の効力
裁判要旨	賃貸人が無断転貸を理由として家屋の賃貸借を解除した後、転借人に対しあらたな賃貸等の事由により引きつぎその家屋の使用を許しても、解除の効力に影響はない。

全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。（所論は事実審で主張されなかつた事実を前提とするもので上告適法の理由とならない。のみならず無断転貸を理由として一旦有効に賃貸借契約が解除せられた後に、賃貸人において転借人に対し、新たに締結された賃貸借その他の事由により、引続きその目的物の使用を許したからとて、所論のようにこの一事により、既に行使された解除権がさかのぼって放棄されたこととなり、若くは一旦発生した解除の効力が消滅に帰するいわれはない。所論は単なる法令違反の主張としても賛同に値しない。）

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岩松三郎 裁判官 真野毅 裁判官 斎藤悠輔 裁判官 入江俊郎)

※参考：判例タイムズ 30 号 41 頁、ジュリスト 38 号 46 頁